

義務教育の在り方ワーキンググループについて（案）

令和〇年〇月〇日
個別最適な学びと協働的な
学びの一体的な充実に
向けた学校教育の在り方
に関する特別部会決定

1. 設置の目的

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月中央教育審議会答申）を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討する必要があることから、第11期中央教育審議会においては令和4年1月14日に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）が設置され、（1）一人一台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方、（2）教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、（3）学校内外の環境整備の在り方について検討することとされた。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の実現のためには、ICTを活用した学びが重要な役割を担うこととなるが、その推進に当たっては、Society 5.0時代に向けた社会変化の加速度的な進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、学校を中心とする学びの在り方の基本的な考え方を整理するとともに、一人一台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体的な姿を明確化することなどが求められる。

このため、令和4年10月に、特別部会の下に「義務教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、令和5年3月に論点整理を取りまとめたところである。

この論点整理に基づき、引き続き義務教育の在り方に関して具体的な検討を行う必要があることから、第12期中央教育審議会においても特別部会の下に、「義務教育の在り方ワーキンググループ」を設置する。

2. 主な検討事項

（1）義務教育の意義

- ①豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割について
- ②全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現について

（2）学びの多様性

- ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの具体化について
- ②多様性と包摂性に基づく学校文化の醸成について
- ③学びにおけるオンラインの活用について
- ④学校教育になじめないでいる子供に対する学びの保障について

（3）その他